則



◎印は、 県例規集に登載するもの

## 目 次

則

規

◎佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規

(六八・障害福祉課)

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 六八号)

帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができるときは、年 金受給権者に係る住民票の写しの添付を省略することができることとした。 心身障害者扶養共済制度の年金受給権者の現況確認について、住民基本台

(第一〇条及び様式第二八号関係)

この規則は、 公布の日から施行することとした。

2

## 規 則

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十年九月十六日

佐賀県知事

古

Ш

康

●佐賀県規則第六十八号

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七

平成20年 9月16日 (火曜日) 第 13085号

ができるときは、住民票の写しの添付を省略することができる。」を加える。 30条の8第1項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用するこ 十四号)の一部を次のように改正する。 様式第二十八号中「戸緇の抄本」の次に「。なお, 知事が住民基本台帳法第 年金受給権者に係る住民票の写しの添付を省略することができる の八第一項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報 (同法第三十条の 第十条第三項に次のただし書を加える。 五第一項に規定する本人確認情報をいう。) を利用することができるときは、 ただし、知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条

この規則は、 公布の日から施行する。

附

	平成20年9月16日(火)	佐賀県公報	第13085号	2
申 込 先 佐賀県経営支援本部総務法制課購 読 料 一か年三一、二〇〇円(送料共)				
発 行 者 佐賀県町平成二十年九月十				
発行者 佐賀県知事 古 川 康平成二十年九月十六日印刷及び発行				
印刷 社 ㈱佐賀印刷社発行定日 毎週火金曜日				